

# 自分のことは自分で

いま話題の「ふるさと創生一億円」について今月号の広報で特集します。最初に申し上げたいことは、まだ何に使うか、黒崎町では結論が出ていないということです。この一億円は「自ら考え自ら行う地域づくり」という名前のついた事業です。皆さんの考えが反映されなければなりません。そのためには「どうすれば住みよくなるのか」私たちのまちを私たちが十分に考えることです。「まち」に関心がないようでしたら「税金」の使いみちと違って考えたらどうでしょうか。一億円も「血税」です。

## 個性的な地域づくりを

「ふるさと創生一億円」は正式には「自ら考え自ら行う地域づくり事業」と呼ばれる。国(自治省)はその狙いをこう説明している——これまでの地域づくりはともすれば一定の規格や基準により効率的に行おうとしてきたため、個性をなくした面が否めませんが、これからは地域の皆さんが「ふるさと」の素晴らしさを発見し、一人一人の努力によって、個性的で「物」「心」ともに豊かな「ふるさと」をつくっていくことが必要です。この事業はすべての市町村において、それぞれの地域の歴史、伝統、文化、事業等の特色を活かした独創的、個性的

な地域づくりを皆さんで自ら考え、自ら行っていたらどうというものです——一般向けパンフレットから。

この資金として、国は全国三千余の地方自治体(市町村)に一億円を交付する。使いみちは、なるべくソフト事業とすることだが、原則的には何に使うのも自由ということになっている。なお、ソフト事業とは、人材育成、村おこし、地域間交流、国際交流、伝統文化の継承、イメージづくり、特産品の開発、地場産業の育成、地域情報化の推進、イベントの開催、地域福祉サービス、健康づくり、生涯学習の推進などを国はあげている。

実際に何に使うかは、市町村自らが考えるわけだが、行

## 何に使うか自分で考える

平成元年度の黒崎町の一般会計予算は46億7千万円。国から入る地方交付税は9億8200万円、この中に「一億円」が含まれる(2千万円を量としてみれば、2%強である。ただし、質は今までの交付税や補助金の制度と大きく違っている。

まず、本来の地方交付税は自治体の規模や財政状況に応じて額が決まるものであるが一億円は市町村に一律に交付される。次に、補助金の多く

は、建物や下水などの、施設(ハード事業)に出すお金であったが、一億円は「モノ」でなく「智慧」や「アイデア」(ソフト)に出る。

さらに、最も大きな違いは事業名のとおり、使いみちを市町村が考える「自由な金」ということである。従来は、考えるのは国、実施は市町村であった。そのため補助金を得るためには、国の施策や制度に合わせた行政を市町村はしなければならなかった。いわゆる使いみちが限定された「ヒモつき」であった。

なお、一億円は元々使途が自由な地方交付税であり、国がソフト事業に、などと注文をつけるのはおかしいという考えもあるが、「ふるさと創生」

## \*解説

創生——「創生」という言葉は一般の国語辞典には載っていない。文字通り解釈すれば、創(つく)り生(う)むことである。

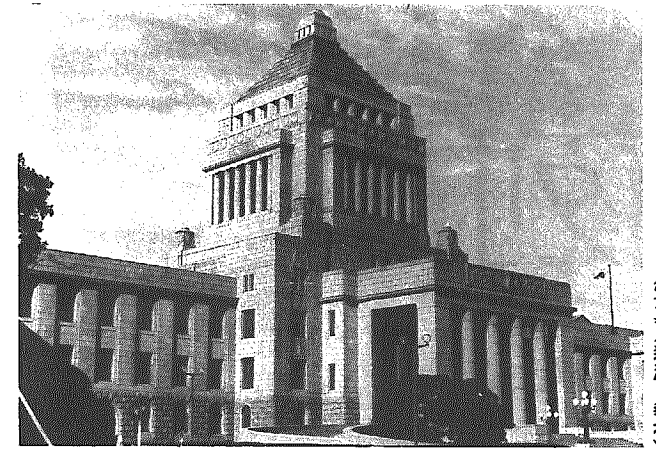
提唱者——ふるさと創生の提唱者は竹下首相である。施策としては、一億円の交付のほか、ふるさとづくりを推進する財団の設立も考えられている。3057の市町村——全国には3054の市町村があるが、ふるさと創生一億円が交付されるのは、地方交付税を交付されている3057の市町村である。交付されなかったのは財政が豊かな富裕自治体。新潟県内では、柏崎市、聖ろう町、湯沢町で、原発、火力、水力の発電所があり、固定資産税や電源交付金が多い富裕自治体である。

地方交付税——自治体の規模や財政力などに応じて、国が市町村に配分する。使いみちは自由である。黒崎町の本年度の金額は9億8200万円であり、総予算46億7000万円の21%。補助金——普通、補助金とはある事業のために国や県が市町村を補助するもので、国庫支出金(本年度2億7146万円)と、地方交付税(本年度1億3486万円)をさす。事業によって補助率は違う。例えば、昭和61年度の黒崎中学校の増築費1億円のうち、4400万円(44%)が国庫支出金である。また、農村総合整備モデル事業は7割が補助される。いずれにしても足りない分は、町が負担することになり、近年、補助率は下がる傾向にある。

町の財源——左のグラフのとおり。右の半円が自主財源で24億5679万円、52.7%。残る21億3321万円を国の交付税や補助金(支出金)に頼らなければならない(依存

## 一億円は「血税」である

ふるさと創生一億円には、批判の声も上がっている。一つは、行政改革で削減された補助金の復元を求める声だ。例えば、国民健康保険の国庫補助は昭和五十九年に45%から38.5%に減少され、これが国保税上昇の一因となっている。二つめは、国の権根の地方への移譲である。金だけあっても、許認可の権限を国が握っていても、考えても実現しにくいということだ。この二つは、一億円に限らず現在の地方自治体が抱える大きな問題である。



(写真)新潟日報社

## まちの自立、住民の自立はできるか

国に市町村は頼り、住民は行政に頼る。地方の施策は国が決める。国の補助金と権威を得て地方の行政が行われてきた。地方、すなわち私たちのふるさとを一番よく知り、一番思っているのは私たち住民一人一人であるはずなのに、中央ばかりに目を向けず、自分のまちを見てみよう。そうすれば、ふるさとに何をやらなければならないのか、がわかると思う。ふるさと創生1億円で、まちの自立、私たち一人一人の自立が試されている。

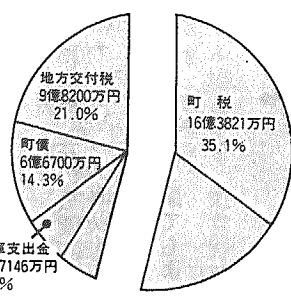
「自から施策を考えること」を忘れてしまった。陳情政治に慣れてしまい、自分の町を見ずに中央ばかりに目が行くようになった。同じことは住民にもいえる。私事以外はすべて役場がやるものだと考えるようになってしまった。

市町村は国に頼り、住民は市町村に頼っているのだ。その結果、私たちの「ふるさと」はどうなったのだろうか。このままではいけないだろうか。

ふるさと創生とは、地方自治の原点を考えることから始めなければならない。難しいことではない。「自分たちのまちのことを自分たちで考え、できることは実行する」ことである。行政主導の権力行政から住民参加のコンセンサス(合意)行政に転換しなければ、これからの「まちづくり」はできないだろう。

一億円の使いみちはその試金石である。結果的に何に使ったかではなく、どうやって使いみちを決めたのか、過程がより重要なのである。自分の町を住みよくするために、一億円で何ができるかではなく、自分は何ができるか、考えることだ。自治省は言っている。「自ら考え自ら行ったものであれば、失敗しても将来のまちづくりに役立つだろう」と。

平成元年度予算(歳入)



財源)。「三割自治」とはこの自主財源が三割程度しかない市町村のことをいうが、過疎地域など現実には一割程度しかない市町村もある。

## 補助金行政でいいのか

さて、どうすれば一億円が有意義に、血税として、住民が納得して、使えるのだろうか。それには使いみちという「方法」だけを考えていては

ダメである。ふるさと創生の「理念」を生かすことである。理念とは、事業名にある。自ら考え自ら行うことだ。それは、自らのことを自ら治めるという「地方自治」の原点につながる。

憲法で地方自治が保証されているにもかかわらず、中央直結型の政治や行政が地方で行われてきた。国は補助金で地方を統制し、地方は少しでも多くの補助金を得ようとしてきた。国とのパイプを重視する「陳情政治」である。それは、現行の地方自治の制度ではやむを得なかった。

## 住民参加の地方自治に

「三割自治」といわれるような財政の弱さ。足りない分は国の交付税や補助金に頼らざるを得ない。補助金を否定したら、市町村の経営は成り立たない。それは黒崎町も例外ではない(本町は53%が自主財源でほかは国庫に頼っている)。今までもこれからも、「補助金行政」は続くだろうし、それを有効に活用しなければならぬのが現実である。

「一億円の財源——国がどこからこれを調達しているかという、実は地方交付税の財源(所得税、法人税、酒税の32%)である。昭和63年度、1兆8百億円も景気の回復で増えたのであり、本来であれば、平成元年度の地方交付税の財源に繰り入れられるべきものである。もともと、地方へ交付される財源であり、「恩着せがましく交付される金ではない」と批判する声もある。

東京一極集中——昭和54年、神奈川県知事が「地方の時代」を提唱。その後、大分県の平松知事が「一村一品運動」を唱える。国は第四次全国総合開発計画(62年)で「多極分散型国土の形成」を掲げた。しかし、現実はいくそ逆であり、政治、経済、文化、情報など東京への一極集中を見せ続けている。ふるさと創生一億円は、一極集中の隠れみのという見方もある。

ふるさと創生事業基金——一億円は2千万円が昭和63年度に、8千万円が平成元年度に交付される。黒崎町(ほかの多くの市町村も)はとりあえず、その一億円を基金として積み立てることとした。(3月定例議会)